

希望ナンバー申込み時の誤記への対応が改善されました

いづつ ひろかず

総務省中部管区行政評価局（局長：井筒 宏和）が受け付けた行政相談について、対応が改善されることとなりました。この相談は、民間有識者で構成する行政苦情処理委員会の意見を踏まえ、国土交通省中部運輸局に対し、「希望ナンバー」の予約申込み時に軽微な誤記があった場合においても、希望ナンバーを交付するよう改善を求めていたものです。その結果、令和5年6月26日から、全国で取扱いが改善されることとなりました。 ※ 令和5年2月21日公表「希望ナンバー申請時の誤記への対応改善を要請」の続報

【従前】

「希望ナンバーの予約申込みにおいて氏名等に軽微な誤記がある場合、希望ナンバーでの登録が認められず、手数料も一切返還されないことに納得できない」との行政相談を受け、中部運輸局及び同局管内の運輸支局等を調査したところ、運輸支局等により取扱いが区々となっていることが判明



【改善結果】

国土交通省から全国の運輸局に通知が出され、登録審査における『希望番号予約時に記載した使用者の氏名又は名称』の確認が不要となり、予約済証と登録申請書に記載された車台番号が同一車両のものと同確認できれば当該番号が付与されることとなった。

【連絡先】

総務省中部管区行政評価局 総務行政相談部

担当：首席行政相談官 篠原

電話：052-972-7416



当局のあっせんの内容

※令和5年2月21日公表

当局では、本件相談の解決を図るため、民間の有識者で構成する行政苦情処理委員会に付議し、その意見を踏まえ、令和5年2月21日、中部運輸局に対し、以下のとおり、あっせんしていました。

- ① 管内運輸支局等における、予約済証と登録申請書に記載された使用者の氏名等が異なる場合の取扱いの統一を図るため、具体的な例示等を示した方針を明示すること。
- ② 方針の作成に当たっては、予約済証と登録申請書において車台番号が一致し、氏名等の齟齬（そご）が悪意によるものではない場合には、原則として希望番号での登録を認める方向で検討すること。
- ③ 仮に登録を認めない場合は、希望ナンバープレート作成費用と納付済み交付手数料との差額（実損を超える部分）の返還の必要性について、消費者契約法に照らして検討すること。

（行政相談とは・・・）

総務省の行政相談は、国の行政全般について国民からの苦情や意見、要望を受け付け、担当行政機関とは異なる立場から、必要なあっせん等を行い、その解決・実現を図るとともに、行政の制度及び運営の改善に生かす仕組み

（中部管区行政評価局行政苦情処理委員会）

行政相談事案の処理等に当たり民間有識者の意見を反映させることにより、その公平性、中立性及び的確性の一層の確保を図り、もって国民的立場に立った行政苦情救済活動を効果的に推進することを目的として設置

中部管区行政評価局行政苦情処理委員会の構成員は次のとおり（令和5年7月1日現在）

（座長）

西 讓一郎（元東海銀行副頭取（三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社社友））

（委員）

稲垣 隆司（元愛知県副知事）

栗本 幸子（元公益財団法人あいち男女共同参画財団理事長）

島田 佳幸（中日新聞社論説主幹）

諏訪 一夫（名古屋市立大学大学院経済学研究科特任教授（元名古屋市総務局長））

中村 正典（弁護士（元愛知県弁護士会会長））

